

# 経済支援対策給付金 に関するお知らせ【追加】

## 対象事業者を拡大します！

市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう経済活動の縮小等により、影響を受けている市内の事業者に対して、給付金を支給しております。

この度、これまで対象となっていなかった以下の事業者を新たに対象とします。

### 拡大対象業種（市内において主たる事業として営んでいること）

<u>すべての</u> 製造業	印刷、容器製造 など
<u>すべての</u> 卸売業	機械器具、建築材料 など
<u>すべての</u> 小売業	衣料品、雑貨、花 など
生活関連サービス業	駐車場業(月極・賃貸を除く)、貸衣装、写真館、ボウリング、カラオケ、マッサージ など

※詳しくは、お問い合わせください。

**金額**

一事業者あたり 一律 **20** 万円

### 十和田市新型コロナウイルス感染症特別対策室

申込み・  
問合せ先

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1（商工観光課）  
TEL：0176-51-6773 FAX：0176-22-9799

# 対象要件

① 2月から7月までのいずれかの月の売上高が前年同月と比較し**20%以上減少**している事業者

(創業1年に満たない事業者は、前月又は前々月の売上高と比較し20%以上減少していること)

② 給付金の支給後も事業継続する意欲があること

③ 直近の確定申告又は住民税申告をしていること  
(法人の場合は直近の法人市民税の申告)

④ 令和元年度及び令和2年度分の市税の滞納がないこと

⑤ 十和田市飲食業支援給付金の支給を受けていないこと

# 申請書類

1. 給付金支給申請書

2. 売上高の減少が確認できる書類

3. 直近の確定申告書又は住民税申告書の写し  
(法人の場合は法人市民税の申告書の写し)

4. 業種別営業許可証等の写し

※ 営業許可等が必要ではない業種の場合は、チラシやホームページ、店舗の写真等、現在営業していることがわかる書類をご提出ください。

# お忘れではありませんか？

引き続き、「タクシー・運転代行業」、「市街地の旅館・ホテル業」「飲食料品関連、観光、学習支援、生活関連サービス業」の申請も受け付けておりますので、期限までの申請をお願いします。

申込  
期限

令和2年 **8月31日**まで

**※ その他の質問や申請書類の様式は、  
市ホームページに掲載しています。**

<http://www.city.towada.lg.jp/docs/2020060200057/>

